

ショッカソン 2015 参加規約

以下の参加条件に同意して、「ショッカソン 2015」への参加を申し込みます。

1. 参加条件について

「ショッカソン 2015」実行委員会（以下「実行委員会」といいます）が開催する集中開発イベント「ショッカソン 2015」（以下「本イベント」といいます）にご参加される際には、「ショッカソン 2015」参加条件にご同意のうえご参加いただきますようお願い致します。

2. アイデアソンについて

「ショッカソン 2015」参加者は、原則として 9/23(水祝)に催されるアイデアソンに参加してください。ただし、チームとしてイベントに参加する場合には、そのチームメンバーのうち少なくとも 1 人がこのアイデアソンに参加すればよいものとします。

3. 本イベントへの参加について

本イベントへの参加は参加者自身の責任において行ってください。参加者は自己の責任において体調管理等を行うものとし、本イベントの参加中、体調不良等を感じた場合、直ちに参加を中止してください。

4. 情報の利用について

企業、団体等にお勤めの方は、参加にあたって自己の勤務先の情報を使用しないでください。本イベントにおける開発は、他者から何ら制約を受けない情報のみを利用して行っていただきます。

5. 成果物の帰属等について

- (1) 本イベントにおいて、参加者が寄与して新たに生じた成果物（本イベント内で成果として発表されたものをいいます。以下「成果物」といいます）にかかる所有権、知的財産権（特許権、著作権その他の知的財産基本法第 2 条第 2 項に定める権利をいいます）は、当該寄与参加者に帰属するものとします（複数の参加者が寄与して新たに生じた成果物にかかる権利については、当該寄与参加者全員の共有となります）。
- (2) 参加者は、前号に定める成果物について生じた知的財産権について、実行委員会に対して、実行委員会がその運営サービスにおいて利用するなど、日本の国内外で無償かつ非独占的に利用（発明の実施、著作物の複製・公衆送信・頒布・譲渡等利用の形態を問わないものとします）し、またはサブライセンスすることを期限の定めなく許諾するものとします。参加者は、実行委員会に対し、成果物にかかる著作権者人格権を行使しないものとします。

6. 成果物の公表等について

参加者は、本イベント以外において不特定多数の者に対し、実行委員会が保有する技術を利用した成果物について公表する場合（アクセス可能な状態でインターネット上にアップロードする行為を含む。）には、その技術提供者から事前に公表することについて承諾を得てください。実行委員会は成果物について何らの保証もしません。成果物の公表は参加者ご自身の責任において行ってください。なお、本規約は、実行委員会が保有する知的財産権を許諾するものではありません。

7. 秘密情報の開示について

本イベントにおいて、参加者は、秘密にしておく義務のある情報または秘密としておきたい情報（以下「秘密情報」という。）を、開示、漏洩しないものとします。万一、参加者が秘密情報を実行委員会または他の参加者（以下、「被開示者」という。）に開示したことにより、開示した参加者（以下「開示者」という。）または秘密情報の関係者が損害を被ったとしても、開示者は、被開示者に対し、秘密情報が開示されたことによる損害の賠償請求等を一切行わず、開示者の費用と責任で当該損害に対処するものとします。ただし、個人情報については、この限りではありません。

8. 個人情報について

実行委員会は、本イベントのために参加者から取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定める定義による。）は、同法に定める義務を遵守するものとし、当該個人情報は、本イベントに関連する業務の遂行および実行委員会が開催する他のイベントの案内のために利用するものとします。

9. 表明保証について

参加者は、自己が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいいます）に該当しないことを、実行委員会に対し保証します。

10. 紛争解決について

- (1) 本参加条件に定めがない事項または本条件に関して生じた疑義については、実行委員会または他の参加者と誠実に協議して解決を図るものとします。
- (2) 本参加条件の効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとし、また本参加条件に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。